

北海道後期高齢者医療広域連合告示第 17 号

後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書の公示送達について

別紙名簿の被保険者に係る後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書について、当該納付義務者の住所及び居所が明らかでないため、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定に基づき後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書の公示送達を行います。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書の送達があったものとみなされます。

なお、後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書はお住まいの市・区役所、町村役場の所管課にて保管し、申出があれば送達を受けるべき納付義務者に交付します。

令和7年5月9日

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田

